

# 国土交通省からの第1次回答に対する提案団体からの見解等一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
				見解	見解	
14	都道府県が定める区域区分に関する都市計画の一部を市町村に権限移譲	都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める区域区分に関する都市計画のうち、省令第13条第1項第1号の軽易な変更について、市町村に権限移譲されたい。	【支障事例】 都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市計画は都道府県がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更に区域区分の変更が伴う場合、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定することとなる。 区域区分の境界については、道路施設や地形・地物により定められており、本市では、市域の約8割が市街化調整区域となるため、このような境界が多く存在している。市街化区域の縁辺部における、道路施設や地形・地物の位置の変更に伴う軽易な変更については、市町村に用途地域に関する都市計画の権限委譲がされるまでは、都道府県が区域区分と併せて一体的に見直しを行うことができたが、現在は、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定する必要があり、事務が煩雑となっている。このため、今後、市内において、こうした区域区分の変更を行う場合は、その都度、都市計画変更を行うのではなく、用途地域等の一斉見直しの際にまとめて対応することとなり、都市計画変更が適切な時期に行われなことが懸念される。	道路などの地形・地物の位置の変更に伴う区域区分の変更については、都市計画法施行規則第13条第1項第1号により軽易な変更と規定されていることから、都市計画区域マスタープランに基づく、広域的な観点から求められるものではないと捉えている。 なお、施行規則第13条第1項第1号の軽易な変更では、当該変更に係る部分の面積の合計が4ヘクタール未満と規定されているが、この面積要件が権限移譲の支障となるのであれば、しきい値を下げることは問題ないと考ええる。	-	【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
277	都市計画の軽易な区域区分の変更について、都道府県から市町村に移譲	都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める都市計画のうち、軽易な変更(省令第13条第1項第1号)について、市町村への権限移譲を求める。	【提案の背景】 市街化区域の縁辺部において区域区分が変更される場合、用途地域及び地区計画の見直しに伴うため、都道府県と市町村が同時に都市計画変更を行うこととなる。このうち、道路施設や地形・地物の位置の変更のみによる区域区分や用途地域の見直しについても同様な手続きが必要であり、事務が煩雑になっている。 【支障事例】 区域区分線は道路、河川、構造物の見通し線、擁壁等の地形地物及びそれらからも離隔により定められており、本市では、市街化区域の縁辺部に位置する都市計画道路等の高規格道路によりその基線が規定されていることが多い。近年、それらの高規格化や新規IC開通に伴う整備により、道路等の地形地物線形が変更されたが、一定期間ごとに予定されている用途地域等の一斉見直し時に見直すこととされ、現在存置されており、速やかな道路整備効果の発現の観点から、周辺の土地利用に支障が生じている。 こうした区域区分の変更を伴う道路整備は今後も市内の多くの箇所想定されている(国道20号南バイパス、北西部幹線道路等)。	今回提案の対象とする軽易な区域区分の変更は、都市計画法施行規則により地形地物等の変更に伴うものでかつ区域面積が限定されたものであり、都道府県事務となっていることにより、広域的観点から検討の必要性が低いと考えられる道路整備や開発等に伴う数10～数100m単位の比較的小規模な地形変化の変更に對しても、区域区分変更までに時間的遅延が生じ、現場に支障が生じていることから、市町村への権限移譲を求めたものである。 道路整備や開発等に伴う、数10～数100m単位の比較的小規模な地形変化の変更については、都道府県が事業実施後も把握していないことがあり、都道府県の区域区分の一斉見直しに伴う作業は市町村が行っている実態からも、市町村事務としても支障は少なく、自治体を受けるメリットは大きいと考える。  以下 都市計画法施行規則抜粋 (都市計画の軽易な変更) 第十三条 令第十四条第二号の国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 一 区域区分に関する都市計画 区域区分のための土地の境界とされている鉄道その他の施設又は河川、崖その他の地形若しくは地物の位置の変更(水面の埋立てによる湖岸又は海岸の位置の変更を除く。)に伴う区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が四ヘクタール未満であるもの …	-	【全国知事会】 地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
17	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県經由の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みについて、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込みの都道府県經由の義務付けを廃止すること。	【制度改正の必要性】 不動産鑑定士試験の受験申込みについては、書面による申請の場合には、受験者の現住所地在都道府県知事を経由して行うこととされているが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込みの都道府県經由の義務付けを廃止する必要がある。 【支障事例等】 都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。	書面による受験申込みが国土交通省だけになった場合であっても、受験願書の郵送が可能である。現在も電子申請による受験申込みでは都道府県を介さず直接国へ申請されており、受験に関する問い合わせも国土交通省土地・建設産業局地価調査課(不動産鑑定士係)に電話等で行うことができるので、受験機会の公平性は保たれ、また、利便性の低下は認められない。 実際、不動産鑑定士試験と同じ国家試験である司法試験が、受験者数が不動産鑑定士試験よりも相当に多いにもかかわらず(平成28年度出願者数7,730人)、受験願書の提出は、司法試験委員会(法務省内)宛てに郵送する方法だけに限っており、受験に関する問い合わせ先も法務省としている。 現行の不動産の鑑定評価に関する法律の規定では、受験願書の提出は、受験者の住所地在都道府県を管轄する都道府県主管課になっているが、住民票所在地に居住しない者、例えば、親元に住民票を置いたまま、他の都道府県の大学に在籍する学生は、どの都道府県に受験願書を提出するか、判断に迷うことになる。 受験願書の提出先を、直接、国土交通省だけとすれば、このような問題は生ぜず、むしろ、受験者の利便性は、向上する。 なお、支障事例は、「期限までに住所地の都道府県を経由」する必要があり、住所以外の都道府県へ誤った申請があった場合には、申請者に返し、住所地の都道府県へ再提出してもらう必要があり、締切直前での願書提出があった場合には、再提出が間に合わず受験機会を失うことになってしまうことを指摘したものである。	【山口県】 現行制度では、受験申込みの受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請送付先誤りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。 以上のことから、受験申込みの都道府県經由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。 国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものと考ええる。 【参考:国土交通省所管の国家試験(一例)】 ●海事代理士試験 受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局 ●一級建築士試験 受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター ※試験の実施に関する事務を委任 ●測量士・測量士補試験 受付窓口:国土地理院総務部	【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込みの都道府県經由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。
50	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県經由の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みについて、都道府県を経由しないこととする	【支障事例】 国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の住所地在都道府県知事を経由して行うこととされている。 現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込む受験者は多く、埼玉県では平成27年度に申込みの約8割に当たる149件を受け付けている。 このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。 例えば、論文式試験の一部免除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することで受付して良いかを国に問い合わせた事例があった。 また、都道府県では申込みの受付のみならず、次のような事務も行っている。 1 試験日程等についての通知 ・市町村にポスターの配布・掲示を依頼 ・庁内でポスター・掲示・HPへの掲載 2 願書の配布 ・課内にカウンター設置、配布 ・郵送での配布(平成27年度は55件) 3 合格発表 ・合格者の番号を、庁内で2週間程度掲示 これらを合わせるとおおむね0.1人役分の事務負担となっている。  【制度改正の必要性】 本事務は法定受託事務とされているところではあるが、地方分権推進委員会最終報告(H13.6.14)において、「地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼については、(略)国が地方公共団体をその手足として活用しているということも考えられるので、(略)引き続き調査・検討が行われるべき」とされている。	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2において、受験の申込みは都道府県知事を経由して行うことが明記されているが、現在でも電子申請システムによる受験申込みは都道府県を経由せず、直接国で受け付けられている。 また、試験に関する問い合わせ先についても、試験案内に国土交通省の担当部署が既に設定されているため、都道府県が受験申込みの受付を行わなくても、受験機会の公平性は十分に確保されていると考える。 さらに、本県では平成27年度受験申込み182件中、約8割の149件が郵送・窓口持参による申込みであったが、その多くが郵送によるものであり、都道府県が受験申込みの受付を行わなくても、受験申込み書の郵送先を都道府県から国に変更するだけで住民(受験者)の利便性が低下することはない。逆に、郵送により県に提出された申込書に疑義があった場合、受験者への修正指導など受付までに時間を要することがある。 窓口申込みについても利用者は一部であり、むしろ、窓口持参を認める現状では、居住地や勤務先が県庁から遠い受験者にとっては利用しづらく、受験申込書の記入方法を対面で質問する機会の有無という点では公平とは言えない。 そのほかにも、同じ国土交通省の資格試験でマンション管理士や管理業務主任者の試験受付は受験者の住所地在都道府県知事を経由して行うこととされており、指定検査機関への郵送に統一されており、都道府県庁舎への持参は行われていないことを考えると、不動産鑑定士試験において、都道府県經由の義務付けを廃止しても、必ずしも住民(受験者)の利便性低下にはつながらず、また事務処理の遅延等が発生するとは限らないと思われる。	【山口県】 現行制度では、受験申込みの受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請送付先誤りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。 以上のことから、受験申込みの都道府県經由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。 国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものと考ええる。 【参考:国土交通省所管の国家試験(一例)】 ●海事代理士試験 受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局 ●一級建築士試験 受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター ※試験の実施に関する事務を委任 ●測量士・測量士補試験 受付窓口:国土地理院総務部	【全国知事会】 不動産鑑定士試験の受験申込みの都道府県經由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。

# 国土交通省からの第1次回答に対する提案団体からの見解等一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
				見解	見解	
292	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けの廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を経由する義務付けを廃止すること	<p>【現行制度の概要】</p> <p>不動産鑑定士試験の受験の申込みについては、不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>現在、都道府県で受理する郵送・持参の受験願書については、記入漏れ等をチェックし、必要に応じて本人に修正等を指示している。しかし、受験案内に記載されていない修正事項も多く、その場合は本省へ確認して修正することとなるが、すぐに回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることとなり、受験者にとって二度手間となっている(特に窓口に来所された場合)。</p> <p>また、他都道府県の住所地の受験願書が届いた場合は受験者に返送し、住所地の都道府県に再提出してもらっており、受験者の理解不足ではあるが、この場合においても、二度手間となっている。</p> <p>さらに、受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一的な窓口が明確でないために受験者が混乱している。</p> <p>【制度改正の必要性】</p> <p>当該業務は、法定受託事務ではあるが、現に国において電子申請での受験申込みを受け付けており、都道府県を経由させる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県の判断を要するようなものは含まれていない。</p>	<p>国土交通省は、都道府県を経由することとした理由は専ら「受験者の利便性」であることを認めたものと解する。</p> <p>受験機会の平等性の問題と受験者の利便性の問題は、全く別個の問題である。</p> <p>本来、国民や住民への行政サービスの向上は、当該事務・制度を所管する団体・機関の責任と負担により行うべきであり、窓口への物理的距離や事務処理の遅延を懸念するのであれば省内の出先機関との協力体制を構築すればよいと思われる。</p> <p>国土交通省は、まずは受験者の利便性のために導入した電子申請システムを検証・改善することが必要であり、単に電子申請の割合が低いという現状を前提に都道府県を経由を必要と結論づけるのは早計だと思われる。</p> <p>窓口と受験者の住居が物理的に近いことでメリットがあるのは「受験者が都道府県庁に受験書類を直接持参する場合」だけであり、本県が平成28年に受け付けた受験者のうち、県庁に受験書類を持参した者は都道府県経由で申込みがあった者の約1割しかおらず、そもそも県庁で書類を直接受け付けることとした合理的な理由も見当たらない。</p> <p>郵送の場合は、直接国へ郵送することとしても受験者の利便性を損なうことは考えられない。逆に、受験案内に記載されていない事項の修正指示や郵送先が国交省に一本化されることで転居前の都道府県に誤って郵送された書類を受験者に返送していた問題も解消するなど、受験者の利便性の大幅な向上につながる。</p> <p>都道府県を経由する現行制度は、具体的な支障事例記載のとおり、持参及び郵送のいずれの場合においても受験者の利便性を低下させていることは明白である。</p> <p>なお、詳細については補足資料を参照されたい。</p>	<p>【香川県】</p> <p>全国からの受験申込を東京で行うことによる住民(受験者)の利便性の低下の懸念については、郵送や電子申請による対応とともに、電話による問い合わせ窓口を充実させることにより、住民(受験者)の利便性を低下させることなく受験申込の受付等が可能である。</p> <p>不動産鑑定試験では、持参による申し込みが認められているが、同じく受験機会を全国公平に広く提供されるべきである他の国家試験(司法試験、公認会計士試験、税理士試験)においては、持参による申し込みは認められておらず、郵送または電子申請に限定しても著しい利便性の低下には当たらないと考える。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p>
33	社会資本整備総合交付金の重点配分に係る整備計画の作成要件の緩和又は経過措置の継続	<p>社会資本整備総合交付金の重点配分を受けるに当たり、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画の作成が可能となるよう求めるもの。</p> <p>・平成28年度に限り、重点配分対象事業以外の事業も含めた整備計画であっても重点配分を受けることができるが、この経過措置の継続を求めるもの。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>重点配分を受けるに当たり、重点配分事業のみで構成した整備計画を別に作成する必要があり、整備計画が複数になることにより、管理が煩雑になる。また、社会資本整備総合交付金等の平成28年度要望等の提出について(平成28年1月15日関東地方整備局企画部広域計画課長事務連絡)により、平成28年度に限り重点配分対象事業以外の事業も含めた構成の整備計画であっても重点配分を受けることができるという経過措置があるが、計画によってはH29年度以降重点配分を受けるためには計画を分ける必要がある。既存の整備計画は、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であるため、計画の一部を切り離すと目標達成ができなくなる。</p> <p>さらに、局によっては経過措置が無い場合もあり、以上の支障事例が従前から生じている。</p> <p>【懸念の解消策】</p> <p>国が施策として重要と考える事業に対して重点的に国費を配分し有効に執行するという考えは理解しているが、整備計画については、1つの計画の中で重点配分対象事業か否かを判断できるような様式を整備し、配分(内定通知)時に整備計画毎の配分額と重点配分額が確認できるようにはどうか。</p>	<p>回答の内容について、承知いたしました。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>
44	社会資本整備総合交付金の手続簡素化	<p>社会資本整備総合交付金の交付申請書の提出時には、例えば道路ではそれぞれの路線ごとに経費の詳細内訳を記載することとされている。しかし、詳細内訳はいずれ精算報告されるので、申請時には国からの内示額をそのまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の使途については地方を信頼して任せてはどうか。</p>	<p>【制度概要】</p> <p>社会資本整備総合交付金は地方自治体にとって自由度の高い交付金として平成22年に創設された。</p> <p>例えば道路の場合、既存の補助金は個別路線ごとに交付申請を行うが、申請後に事業費の路線間流用を行うには、国への流用手続が必要である。(手続なしで同一路線内で経費の流用が可能な金額は流用先経費の3割まで)</p> <p>しかし、新設された社会資本整備総合交付金は、道路、河川または複数事業のパッケージなどの分野(=計画)ごとに交付される。そして、各計画内での事業費の流用は、一定条件(路線の新設・廃止がないこと等)の下、国への手続が不要とされている。</p> <p>現行制度では、交付申請書の提出時に、例えば県道が10路線であれば10路線それぞれについて、測量費、用地費、工事費などの経費の配分を記載することとされている。しかし、用地交渉の難航等の影響で年度中の路線間流用が通例であるため、年度末の完了実績報告において要素事業ごとに確定した経費配分を記載した調書を再度提出して精算を行っている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>平成27年度では、内示は4月9日、交付申請は5月15日、交付決定は5月29日であった。</p> <p>内示後の交付申請に当たり、改めてどの事業に交付金を配分するか、全所管県土整備事務所との調整を含む多大な事務作業を行うため、事業着手は6月以降となる。したがって、現在の制度では年度当初から2か月間交付金の予算執行はできないこととなる。</p>	<p>埼玉県では、県内企業のメリットとなる公共事業の早期発注に向けた取組みを行っており、その一環として社会資本整備総合交付金についても同様に取り組んでいきたいと考え提案させていただいた。</p> <p>貴省回答では、補助金適正化法上の規定により添附書類の簡素化は困難とのことであるが、補助金適正化法施行令第3条3項(「第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。」)の規定を踏まえた上で、本県及び共同提案団体が求める添附書類の簡素化が困難と判断した経緯を御教示願いたい。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>

# 国土交通省からの第1次回答に対する提案団体からの見解等一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
				見解	見解	
48	一定条件を満たした小規模な寄宿舎の階段基準を住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準に見直し  <b>重点事項4</b>	建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる、グループホームやシェアハウスなどの階段基準を一定の条件を満たした場合など、住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準にする。	【制度概要】 戸建型グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる。 このため、既存の一戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどへ活用する場合、建築基準法では住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)よりも厳しい寄宿舎の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な建物もまだ存在する。  【支障事例】 本県でも、既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄宿舎の基準を適合させなければならないのかという相談が寄せられるが、寄宿舎の基準に適合させる必要がある。 また、建築基準法施行令23条ただし書きに基づき、「けあげ23cm以下、踏面15cm以上」としている「一戸建ての住宅」は本県でも一定数あることから、相談に至らず断念した事例も少なくないと思われる。  【懸念の解消策】 寄宿舎に該当するグループホームやシェアハウスを一律認めるのは難しい場合、例えば老人向けグループホームは安全面に配慮するため現行のとおりにするとしても、小規模な若者向けシェアハウスは基準の緩和ができるのではないか。	階段基準緩和のための技術的検証は、ぜひ実施していただきたいが、今回の提案で求めているのは、寄宿舎のうち小規模である若者向けシェアハウスであるため、検証の際の条件としてその点を十分考慮した上で実施をお願いしたい。 また、避難弱者への配慮は当然必要なことではあるものの、安全措置の実施が所有者の過度な負担となり、ひいては空き家の活用促進という本提案の目的が阻害されることのないよう、御配慮をお願いしたい。 なお、ヒアリングでお示しいただいたとおり、技術的検証については、ぜひ年度内の着手をお願いしたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。
60	防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和  <b>重点事項3</b>	防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるようにする	災害時における防災拠点・避難所でのトイレの確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な課題である。 新潟中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水処理場や管路に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本県においても、富山湾沿岸部を中心に、液状化しやすいとされており、こうした地域の広い範囲が下水道整備区域となっていることから、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずトイレの確保が困難となることが懸念されている。 そのため、現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、方が一、下水管が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が不要で短時間で復旧できる合併処理浄化槽を整備(またはバックアップのために併設)することも手段の一つとして研究していく必要がある。 しかしながら、建築基準法第31条では下水道処理区域内において設置できるのは、公共下水道に接続された水洗トイレに限定されており、他の方法を用いることができない。	合併処理浄化槽は、強化プラスチックで頑丈に出来ているうえ、フロア以外の機械類も少ないことから、災害による被害を受けた場合であっても、必要に応じて個別に修理等の対応をとることにより、下水道よりも早期に復旧が可能であるとされている。このことから当県では、被災者が集まる防災拠点・避難所において、下水道処理区域内であっても、災害時のみ合併処理浄化槽を設置するのではなく、平常時から公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を整備することにより、災害時における早期の便所の確保や下水道と同等の汚水処理が実施できるという観点から提案したところである。 便所は、住民の日常生活に欠くことのできないものであることから、災害時においてもその機能を発揮できるよう耐震性を確保するとともに、代替性の確保を進める必要がある。 こうした観点から、引き続き、本提案について検討いただきたい。	—	【全国知事会】 防災拠点・避難所における合併処理浄化槽の設置に係る建築基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例による補正を許容すべきである。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。
61	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各地方運輸局及び地方整備局から都道府県へ権限の移譲	地方運輸局及び地方整備局の所管事務に係る外国人技能実習生共同受入事業を主目的とした組合設立等が今後、想定されている。当該事業は、2以上の都道府県の区域にわたる事業の実施が多いことから、その認可等の事務は現在、地方運輸局及び地方整備局が行っており、事務手続きに多くの日数を要している。  一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。  こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方運輸局及び地方整備局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等において、組合員の業種が複数省庁の所管にわたる場合は、関係省庁がそれぞれ管理・指導の権限を有するため、認可等に多くの日数を要しているが、権限移譲により、事務手続きの日数短縮や負担軽減のほか、組合等に対する統一かつ迅速なサービスを提供でき、県民サービスの向上を図ることができる。 また、権限移譲による事業協同組合等の受入体制については、厚生労働省所管の組合は既に権限移譲済みであることや農林水産省所管の組合は、今後権限の移譲が予定されていることから、現体制で十分受入れ可能である。 提案の早期実現に向け、調整スケジュールを示されたうえで、調整を進めていただきたい。	—	【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。
65	道路運送法上の申請事案に係る手続の簡素化	コミュニティバス運行に関する道路運送法上の申請に対して、市町村が委託する事業者等に限り手続の簡素化を求める。	当市では、平成27年10月から本市付知地区についてNPO法人に委託し、コミュニティバスの運行をしている。 事業の許可にあたっては、標準処理期間内で認可されたが、当市や事業者等で構成する地域公共交通会議等で協議の整えた事項のほか、運行の適正については、地域公共交通会議の判断で担保が可能である。そこで、市町村が委託する事業者等に限っては認可申請に当たり、地域公共交通会議等市町村において、判断が十分である事項の審査手続を省略するなど、より処理期間の短縮を図りたい。	輸送の安全確保等の審査に十分な時間を要することは理解できるが、医療機関への受診や買い物等の利便性など日常生活に直結する住民要望への対応のスピードアップが見込まれるため、処理期間の短縮に繋がるよう、引き続き検討していただきたい。 公共交通会議での協議資料と、陸運支局への許可申請資料は、その多くが重複しており、また、公共交通会議へは陸運支局からも出席がある。このことから、運輸支局等に提出する許可申請書類に重複がある部分については省略が可能となるよう検討していただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
71	工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和	工業用水道事業において雑用水を供給する際の、河川法に基づく流水占有許可申請に係る雑用水の供給量について、柔軟な運用とする措置を求める	工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効率の向上等の趣旨に合う供給対象に限り給水能力の10%以下の供給については、国への届出が不要とされている。  一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の通産省と建設省の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている(「特に試験的な措置として供給が行われる場合」として、日量600m <sup>3</sup> 未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要がないとされている。)  近年、工業用水の需要が漸減している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る雑用水の供給を行う場合であっても、水利権の許可水量の制限により、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できていない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。)	ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利利用の申請をすることなく引き続き占有することを認めることは、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、とあるが、新たに雑用水利用の必要が生じた場合に、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、現状においても特に試験的な措置として、雑用水としての供給量が、日量600立方メートル未満の場合又は日量1,200立方メートル未満であって雑用水の供給先が複数でない場合については、水利利用の申請を不要としているところであり、この基準を見直すことが直ちに望ましい水利秩序を乱すおそれがあるとまでは言えない。 この点につき、「600立方メートル未満」又は「1,200立方メートル未満」を申請不要とした根拠を御教示願いたい。 また、水利利用の更新許可申請の際に、新規需要見込みの積算等に係る審査に手間や時間がかかり、手続きに平均1年以上を要する場合が大半であることから、雑用水利用の申込に即応できず、給水契約締結の機会を逃している実態があることに対する有効な解決策が提示されていない。 このことは、工業用水道事業者の経営上の問題であるだけでなく、我が国の産業を支える重要な社会インフラである工業用水道が有効に活用されないことによる社会経済上の損失であり、地域の発展にとってもマイナスである。 工業用水道事業者が、受水希望者の要望に応じて、工業用途以外の都市活動・経済活動等への供給を適切に行うことができるよう、所要の規制緩和を求める。	—	—

# 国土交通省からの第1次回答に対する提案団体からの見解等一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
				見解	見解	
80	都市公園における設置可能な施設に関する規制緩和 <b>重点事項2</b>	都市公園法第2条第2項に定める都市公園に設けられる施設に児童福祉法に定める児童館の追加を求める	【制度改正の経緯】 地方都市では、人口の減少、少子高齢化の進行への対策が課題となっており、釧路市においても平成27年2月には少子化問題に対応すべく、「釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、同年9月には「釧路市公共施設等総合管理計画」を策定し、今後予想される人口減少に対応した持続可能なまちづくりに取り組んでいる。 【具体的支障事例】 2つの地区会館と児童センターを統合した複合施設の建設を予定している地区には、建設に適した市有地がなく、街区公園内が建設候補地となっている。しかし、公園内に設置が認められる施設には地区会館の主な用途である集会所の規定はあるが、児童福祉法に定められている児童館や複合施設については定められてはいない。	・現行法及び政令から児童館を設置可能と判断する事は困難である。 ・全国で都市公園内に児童館を設置している事例が存在することからも、既成事実として児童館は都市公園の効用をまっとうする施設として認められている。 ・地方創生が課題となっている地方都市において、都市公園の機能を活かした個性豊かなまちづくりを実現するためにも実情に合わせ、解釈としての許可ではなく、設置可能施設として「児童館」及び「複合施設」の明記を求める。 ・また、公園内に設置可能な施設を明記することは、国が進めている「コンパクトなまちづくり」においても、公共施設の再配置や集約を検討するうえで有効であり、施策の推進が図られる。	—	【全国知事会】 都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。
278	都市公園内への町会自治会等地縁団体の会館設置に対する規制緩和 <b>重点事項2</b>	都市公園法施行令第5条第8項の「法第2条第2項第9号の政令で定める施設」の中に、地縁団体の会館施設を加えるよう、同施行令の改正を求める。	【提案の背景】 地域のコミュニティの醸成、防災機能、文化継承機能等地縁団体の果たす役割は大きい。しかしながら、地縁団体の活動拠点となる会館施設を設けるための用地の確保が困難となっている。会館を所有していない地縁団体は、会議や打ち合わせができる場所(会館)がないことから、子どもと高齢者とのふれあいイベント、災害対応などの市民への意識啓発、近隣住民への文化の伝承等、地縁団体活動の活性化に支障をきたしている。 【支障事例】 本市内の地縁団体である町会自治会の中には、地域内や近隣に用地を確保できず会館を持っていない団体も数多くあり(572団体のうち130団体が所有していない)、近隣の都市公園内を会館用地として活用してほしいとの要望も受けている。八王子市内の都市公園面積は十分に確保されており(平成27年4月1日現在、八王子市の1人当たりの都市公園面積は11.74㎡)、また、会館を設置するとしても必要最小限の規模が想定され、都市公園法の第4条に定める公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計が当該都市公園の敷地面積に対する割合は100分の2以内)の規定の範囲内にとどまると見込まれる。都市公園の重要な目的であるオープンスペースの確保が十分達成されているにも関わらず、都市公園法施行令第5条第8項の規定の中に「地縁団体の会館」との記載がないことから公園内に建設することができない。	現行法令上の規定で地縁団体の会館施設を設置可能であるとのことであるが、一般に地縁団体の構成員が占有する会館を、広く市民の利用に供することが前提となる「集会所」として設置することが可能であると解釈することは困難であり、政令を改正し地縁団体の会館を設置可能である旨明記するか、少なくとも技術的助言によりその旨を明確化することが必要であると考ええる。 また、公園施設として設置することが不適当である場合も考えられるとのことであるが、共助社会づくりを目指す中で、地縁団体は地域コミュニティの中核的な存在であり、公益的な活動を担っている実態に鑑み、規制緩和を求めるものである。複数の自治体において都市公園内に地縁団体の会館が設置されているという実態を鑑みると、その基準について各自自治体の許可基準や取扱要綱に委ねるのではなく、法を所管する国土交通省において明確な基準を定めるべきであると考ええる。 なお、都市公園内への施設設置が明確に可能となれば、市街地に必要な施設を設置する公共用地がない場合でも、都市公園内への施設設置によりコンパクトシティの推進が図られる等、本提案は国土交通省が推進する施策と方向性が一致するものであり、施策の推進に貢献するものであると考えている。	—	【全国知事会】 都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。
83	空家等に対する応急安全措置	防災・安全上、緊急を要するものについては、二次被害の拡大等を防止するためにも、助言・指導、勧告、命令の所定の手続きを経ることなく、迅速に必要な最小限の応急安全措置をできるようにすること。	台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今にも飛散しそうな状態となっている場合、再度強風等を受けたときには通行人や地域住民等に被害をもたらすおそれがあるため緊急的な対応が求められるものの、空家法に措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続きを順に経る必要があり、これらの手続きに一定の時間を要することから被害を拡大させるおそれがある。 また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する著しく保安上危険な状態にあるとして緊急的な是正命令を行おうとすると、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確認することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその者の負担においてその措置を自ら行うことが可能であるが、管理不十分な空家等については適切な相続登記がなされていないなど法定相続人が多数に渡る場合もある。建築基準法では空家法に規定される固定資産税の課税台帳の情報利用や、電気・ガス等の供給事業者に対する情報利用が明記されていないので、所有者等を確認できないことを確認するために、更なる時間を要することが考えられる。 以上から、より迅速に所有者等の確認(又は確認できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告を経ることなく、命令を行えるよう改正を求めるもの。	ご指摘のとおり、空家法に規定する「特定空家等」に対する措置については、『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)』において、不利益処分である命令に至るまでには慎重な手続きを踏む趣旨として定められており、法と趣旨・目的が同様の各市町における空家等の適正管理に関する条例において、適切な管理が行われていない空家等に対する措置として、助言又は指導、勧告、命令の三段階ではなく、例えば助言又は指導、勧告を前置せずに命令を行うことを規定する場合、上記のように慎重な手続きを踏むこととした法の趣旨に反することになるため、当該条例の命令に関する規定は無効になると解される、と示されている。 一方、これに抵触しない限度で有効な応急措置については、条例にて定めた場合有効であるとのご見解であるが、所定の手続きを経て実施する措置(最終的には行政代執行)によらず、この応急措置として認められる範囲について、どの程度の措置までなら空家法に抵触しないか等、通知やガイドライン等で明確にされたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。
93	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加	砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りるよう、届出に係る規定の省令への追加を求める。	砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令で定めるところにより、変更認可によらず、届出で足りることとされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、採取計画の変更については変更認可により対応している。一方で、採石法にも同様の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれているため、届出で足りることになっている。 本県において、「軽微な変更」に該当しうると考えている事例としては、砂利採取後の埋戻し土砂の変更があり、例年10件程度の実績がある。 当該事務については、行政としては概ね処理日数2日×10件で年間20日程度の負担がかかっており、事業者としても認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。	砂利採取法第20条第2項では省令で定める「軽微な変更」をしようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならないこととされているが、現在、省令に「軽微な変更」について規定されていないことから、「軽微な変更」として取り扱うためには、省令改正等が必要と考えている。 そのため、どういった変更が「軽微な変更」に該当するのか検討いただくとともに、必要な省令改正等の措置についてもご検討いただきたい。併せて、具体的な検討スケジュールや検討手法についてもお示しいただきたい。 なお、採石法第33条の5第2項においても、「軽微な変更」の届出について、砂利採取法と同様の規定が置かれており、採石法施行規則第8条の16の2に「軽微な変更」について規定されていることから、この規定を参考に「砂利の採取計画等に関する規則」を改正し、同様の規定を設けるなどの対応を検討いただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。
141	県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村が関与する機会を拡大するよう求めるもの。 <b>重点事項30</b>	同法第37条第1項に基づく市町村長の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみ、「都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる」が、地下水源の汚染や涵養の喪失、地下水脈の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別の悪影響が予見される場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるなどし、地域の実情を勘案・反映させるもの。	当市は、立山連峰から富山湾に注ぐ早月川の豊富な清流や扇状地に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業・農業用水として市民生活や産業を支え、特別天然記念物ホテルイカ群遊海面など地域固有の景観や大地の形成に寄与している。 ところが近年、貴重な地下水資源を涵養する田畑で、業者による大規模な砂利採取が相次ぎ、良好な水資源保全への障害や、宅地化、企業誘致等の土地利用の幅が狭まるなど悪影響が生じている。採取認可を受けた場所で、地下水が溢れだす被害も出ている。埋め戻し作業の不徹底による地盤の軟弱化や、汚染した土壌を使った埋戻しによる地下水汚染や健康被害等の懸念も伴う。(県内231カ所中143カ所を対象にした県のボーリング調査によると、約半分で深堀や異物混入等の不適切処理があり、このうち、滑川市内32カ所での不適切処理の割合は8割以上だった。) 砂利採取法(第36条第4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者に認可または不認可の処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務があるが、市町村には通報を受けても、県に対する必要な措置の要請が可能なのは、同法第37条第1項に基づく「災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみであり、その他の理由では、市町村が関与して地域の実情を勘案・反映する余地がない。	経済産業省からの1次回答では、法第37条の「災害」を広義に解釈し、市町村長からの要請についても広く現行法で対応可能とのことであるが、 ① 砂利採取法の目的は「災害」の防止であるにもかかわらず、その「災害」の定義が明文化されていない。 ② 条文中、災害の定義等が明確でないため、水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響もこの法に定義する「災害」に該当すると認識されておらず、現実として、経済産業省が意図されるとおりには運用されていない。 ③ 将来にわたる「災害が発生するおそれ」に対して法第37条の規定が適用されるか不明確である。(水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響は、いつ顕在化するかわからないため) ④ 市町村長が法第37条の要請を行った場合、県等は、必要な調査・措置を講じなければならない。これは両者にとって相当の根拠を必要とされる。また、この結果、採取業者にとって不利益になる場合、争訟となる可能性もあり、条文中明確に示されなければ、これらに対応することは困難である。  上記①～④に加えて、過去からの砂利採取が、地域全体の一定割合を超えた場合にも、将来にわたり自然環境・生活環境等への悪影響が危惧されるため、このような場合も「災害」の定義に加えるべきと考える。また、砂利採取の規模や態様等により想定される災害等の影響は多大であることから、当該地域の市町村長の意見は必要不可欠である。このため、市町村長からの要請や意見聴取等、関与機会を幅広く認める文言に改正すべきであり、現行法での表現では不十分であると考えられるため、災害等に関する具体的定義と市町村長の関与等について明文化いただきたい。	【豊田市】 府省見解では「現行法で対応可能」としているが、一方で提案にあるような支障事例も現実に発生してしまっている。 よって、砂利採取行為に起因する道路施設損傷等のトラブルや地域住民の苦情等に対して、まずは採取許可権者が業者等の指導等の対応をスピーディに責任を持って行うよう、関係省庁から許可権者に対して通達等での指導をお願いしたい。	【全国知事会】 所管省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 経済産業省・国土交通省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

# 国土交通省からの第1次回答に対する提案団体からの見解等一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
				見解	見解	
113	都市計画の軽易の見直しの拡大	都市計画の軽易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加	都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。 市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。  (具体例) 昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を休止した。 平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果が今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない。	まず、一般廃棄物処理施設の廃止について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律6条2項5号で定められているとおり、「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」は市町村の一般廃棄物処理計画で定めることとされており、都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要は乏しいと考える。 また、「都市計画法施行規則に規定する市町村の軽易な変更は、都市計画審議会の議を経る等の都市計画の手続きを行う必要がある」ことは認識しているが、都道府県協議を廃止することで手続きの簡素化・迅速化を図ることができるため、メリットは大きい。 なお、本件の支障事例として挙げている施設が、仮に別の用途に使用するものであれば、他の都市計画への影響も考えられるが、休止している施設を廃止するだけの都市計画決定であれば、他の都市計画への影響は考えにくく、都道府県知事への協議は不要であると考え。 本件の支障事例のように、個別の計画段階において、既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント、住民説明会、市民意見の聴取など、相当の手續を既に行っていれば、都道府県との協議を簡略化しても問題は生じないと考える。 本件支障の具体例は一般廃棄物処理施設の廃止だが、一般廃棄物処理施設に限らず、市民生活に直接影響を及ぼさない施設(例えば一定期間休止している公共施設)の廃止などについても含めて、柔軟な対応をお願いしたい。	【徳島市】 公が所有する土地にある都市計画施設で、市民に影響を及ぼさない都市計画変更については、事業課による都道府県との事前協議や周辺住民に対する説明会等の手続きを既に経ていると思われるため、当該変更を「軽易な変更」の対象に加え、都市計画決定手続きを簡素化していただきたい。	【全国知事会】 一般廃棄物処理施設の廃止等については、慎重な検討が求められることから、都道府県知事への協議(町村においては同意協議)が必要である。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
256	都市計画の軽易の見直しの拡大	都市計画の軽易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加	都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。 市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。  (構成市における具体例) 昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内の他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を休止した。 平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果が今後の人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当施設を廃止することを決定したが、当該案件は「軽易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。老朽化し、休止しているごみ処理施設を廃止するために、縦覧や都道府県協議などに数か月の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない。	まず、一般廃棄物処理施設の廃止について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律6条2項5号で定められているとおり、「一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項」は市町村の一般廃棄物処理計画で定めることとされており、都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要は乏しいと考える。 また、「都市計画法施行規則に規定する市町村の軽易な変更は、都市計画審議会の議を経る等の都市計画の手続きを行う必要がある」ことは認識しているが、都道府県協議を廃止することで手続きの簡素化・迅速化を図ることができるため、メリットは大きい。 なお、本件の支障事例として挙げている施設が、仮に別の用途に使用するものであれば、他の都市計画への影響も考えられるが、休止している施設を廃止するだけの都市計画決定であれば、他の都市計画への影響は考えにくく、都道府県知事への協議は不要であると考え。 本件の支障事例のように、個別の計画段階において、既存施設の存廃にかかる県との協議やパブリックコメント、住民説明会、市民意見の聴取など、相当の手續を既に行っていれば、都道府県との協議を簡略化しても問題は生じないと考える。 本件支障の具体例は一般廃棄物処理施設の廃止だが、一般廃棄物処理施設に限らず、市民生活に直接影響を及ぼさない施設(例えば一定期間休止している公共施設)の廃止などについても含めて、柔軟な対応をお願いしたい。	—	【全国知事会】 一般廃棄物処理施設の廃止等については、慎重な検討が求められることから、都道府県知事への協議(町村においては同意協議)が必要である。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
119	所有者を確知している放置自動車の早急な除却	都市公園法第27条第3項の規定により、所有者を確知していない放置自動車については、公園管理者自ら除却等することができる。しかし、所有者を確知している放置自動車については、行政代執行法に基づく手続を経なければ除却することができない。そこで、個人の権利保護を十分考慮した一定の手続のもと、現行の行政代執行の手続によらず、かつ、早急に除却することができるよう求めるものである。	放置自動車の所有者を確知している場合、行政代執行を行う前提として、①行政指導等(所有者に対し放置自動車を除却するよう説得・指導)、②命令を行う前の所有者への弁明の機会の付与、③命令を行わなければならない、それにもかかわらず所有者が放置自動車の除却に応じないといった事案が多い。その後、④行政代執行を行うこととなるが、極めて長い期間を要する。また、行政代執行法第2条に規定される「著しく公益に反する」の解釈においては極めて限定的に解釈すべきとの意見もあり、行政代執行が事実上不可能な状況である。現在、根拠強く所有者を訪問し、除却・売却等の依頼を行っているが全く応じる気配はなく、放置自動車のガラス割れ、故障した部品が散在する等、公園利用者が怪我をすることがある。また、公園やまちの美観を損ねることから、市民からの苦情も多い。	本件提案は、放置自動車の所有者を確知できる場合であっても、都市公園法による除却命令、行政代執行法による代執行のいずれも実効を発揮できない現状から提案したものである。行政代執行法についての最大の支障は、行政代執行法第2条の規定により「著しく公益に反すると認められるとき」に限られることにある。 本件のように、公園の駐車場に長期間放置されている自動車がわずか1台ある程度では、当該要件に該当しないとの法解釈があり、行政代執行の前提である「著しく公益に反する」ことに疑義があると考えられている(可能であるならば、本件のような場合であっても行政代執行が可能である旨、通知等でご教示をお願いしたい)。 他市町村においても、同様の事例において、放置自動車等を除却できず放置されており、行政代執行法が適用されない場合においては、相手が除却をしない限りなす術がなく、苦慮していることを理解していただきたい。 都市公園に市民が求めるものは安心・安全はもとより美観、心休まる憩いの場所であり、また多くの子供たちが遊ぶ場所という特徴があり、本市においても良好な景観を保つとともに、遊具、園路等施設の瑕疵による事故の無いよう最大の注意を払っており、放置自動車に起因する事故のリスクを早急に除去しなければならないと考えている。 以上のことから、個人の権利保護を十分考慮する必要があるかと考えるが、都市公園の特色等にも鑑み、都市公園法において、一般公益を保護するために、相手方が確知できる場合であっても、放置自動車を公園外に除却等行うことができる旨の規定を設けるべきではないか。よって再検討を求める。	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。
123	県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準の見直し	都市計画法に基づき県が設置する都市計画審議会について、政令による委員の数、委員に就任できる役職等の基準の定めを撤廃し、地方の実情にあった審議会運営ができるようにすること	宮城県議会は、県の附属機関等に対する監視・調査機能を確保するため、議員がこれら委員へ就任しないこととしているが、この方針に抵触している。  本県では、審議会等の女性委員の比率を40%以上とする方針としているが、都市計画審議会については特に、政令で定める「都道府県の議会の議員」及び「市町村の議会の議長を代表する者」の女性割合が低く、結果として、女性委員の比率が低い状態となっている。	附属機関の構成員についての行政実例によると、議員を附属機関の構成員として加えることの可否については、違法ではないが、適当ではないとしている(昭和28年1月21日・自行行発第16号)。附属機関があくまでも執行機関の附属機関であり、その機能が執行機能の一部であることを鑑みると、附属機関に議決機関の構成員である議員が加わることは、地方自治の二元代表制の要請から、好ましくないものとする。 また、都市計画審議会の機能の一つに利害調整の機能があり、住民利益を代表する者を構成員として加えることが必要だとしても、住民利益の代表者の選定については、法律により「県議会議員」や「市町村議会の議長」等と定めるのではなく、国では技術的助言等による例示に留める等、地方自治体の判断に委ねるべきと考える。	—	【全国知事会】 都道府県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、制度を見直すべきである。

国土交通省からの第1次回答に対する提案団体からの見解等一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
				見解	見解	
133	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する。農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。 本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。  【具体的支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等用に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから造成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前に造成工事を済ませて工場等を誘致しようとする地域は、インターチェンジの近隣など交通の便が良く誘致しやすいところが多く、真に就業構造改善が必要な農村部においては、参入企業が見つかるまでは農業生産も行いながら、見つかり次第造成するところが多くある。 農工法は、農村地域への工業等の導入とともに、農村部での工業等への就業を促進することを目的としており、工業等の導入が進めにくい農村部における就業構造改善、更には、農業構造の改善を促進するためには、業種の拡大が必要と考えている。 また、貴省からの回答では「対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ」とあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示しいただいた上で、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。	【秋田県】 現行法のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農家世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としない」と見られる労働集約型産業は減少傾向にあり誘致困難となっている。 一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前出②の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにとられない産業については農工法の既定により、誘致困難となっている。 世界農業センサス2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約18%減となっており、このうち、兼業農家の割合は2010年の72%から66%に縮小してはいるものの、依然、高い水準を維持している。 本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農家世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農家世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるため、更なる検討を期待する。	-
134	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。  【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次までである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。	【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	-
302	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。  【具体的な支障事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。 地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次までである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。	【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	-
135	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。  【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。	【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	-
303	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。  【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。	【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	-

国土交通省からの第1次回答に対する提案団体からの見解等一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
				見解	見解	
137	第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大	現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域だが、これを隣接都道府県まで拡大する。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>観光による地方創生を進め、旅行者の広域化・多様化するニーズに応えるためには、地域の観光資源を基にした旅行商品や多様な広域観光周遊ルートを創設することが必要であり、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行者による募集型企画旅行の創出を促進することが必要。</p> <p>県内の中小旅行者は第3種旅行者である場合が多いが、第3種旅行者による募集型企画旅行の実施区域は、旅行業法施行規則第1条の2により、営業所の存する市町村及び隣接する市町村に限定されている。広域周遊旅行に取り組みたいとの思いがあっても、国内の募集型企画旅行を実施範囲とする第2種旅行者への登録変更は、営業保証金や基準資産の面で負担が大きい。</p> <p>【支障事例】</p> <p>本県では、関西広域観光周遊ルート「美の伝説」や山陰広域観光周遊ルートの提案により、観光地をネットワーク化し、エリアへの誘客とエリア内での滞在時間延長を進めることとしているが、第3種旅行者では、隠岐ジオパーク(島根県)、山陰海岸ジオパーク(兵庫県、京都府)等を素材とした広域圏の商品造成ができない。</p> <p>現在、鳥取県東部(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)及び兵庫県北但西部(香美町、新温泉町)においては、日本版DMO候補法人に登録された鳥取・因幡観光ネットワーク協議会を中心に広域連携が検討されている。同協議会の構成団体である鳥取市観光コンベンション協会が第3種旅行業の登録を行っているが、同協会が所在する鳥取市は香美町と隣接していないため、香美町が実施区域外となる。市町村の位置関係によって、連携市町村の全地域を含む旅行商品の造成ができない事例が発生することは不合理である。</p> <p>【規制緩和を行った場合の懸念】</p> <p>実施区域の拡大により、事業者の弁済能力の範囲を超えるおそれがあり、消費者保護が図られないとの指摘が想定されるが、第3種旅行者であっても、受注型企画旅行等において既に他都道府県における実績があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行者と同様に有している場合も多く、隣接都道府県における旅行であっても各地域の事業者と連携を図ることができる。</p>	<p>これまで貴省は、第3種旅行業が取り扱う旅行の実施区域の拡大について、消費者保護の観点から業務範囲に応じた額の基準資産の保有、営業保証金の義務等を旅行者に課しているもので、第3種旅行者に課される基準資産等の要件は、隣接市町村の区域までを業務範囲とすることを前提に定められたものであるため、これを超える区域での業務を認めることはできないとする見解をされてきたところ。</p> <p>しかし、第3種旅行者は、受注型企画旅行等において既に営業所所在都道府県を超える旅行催行実績があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行者と同様に有しており、特に隣接都道府県の範囲内であれば消費者の保護が阻害されるものではないと考える。</p> <p>また、本提案は昨今は周遊旅行のニーズが高まっているところ、地域の交通事情や地理的な知識、観光事業者との関係を有する第3種旅行者は、その実施主体となる受皿として最も適当であり、着地型観光を求める消費者のニーズにも合致するものである。</p> <p>折しも『明日の日本を支える観光ビジョン(平成28年3月30日)』において、「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業」とし、「第3種旅行者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度を整備」することとされているところ、本提案は、まさにそのビジョンを達成するための見直しを求めるものであり、第3種旅行者の範囲拡大による現行の財産的要件の適否のみでなく、観光による地域活性化の観点を踏まえた上で、『規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)』のとおり、「拠点区域の範囲の見直し」を視野に入れた検討を行われない。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>
154	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(特別賃貸府営住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする)  重点事項20	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、独自利用事務として情報連携を行う予定である特別賃貸府営住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする。	<p>【制度の概要】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。</p> <p>法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができることに、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。</p> <p>その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一</li> <li>2 事務に類似性が認められる</li> <li>3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内</li> </ol> <p>【支障事例】</p> <p>上記により、法別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として庁外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に困窮する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0~214,000円)。</p> <p>本府においては、特別賃貸府営住宅(収入階層:月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。</p> <p>そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸府営住宅)について、庁外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めるもの。</p> <p>なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円~487,000円)については、庁外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。</p>	<p>府民の不公平感を是正する意味から214,000円を超える収入階層の世帯について情報連携の利用が可能であるかについて、本府から個人情報保護委員会に対して照会を行った結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に合致しないと整理されたため、情報連携の利用ができないとの回答があったものと考ええる。このような経緯を踏まえた上で再度御判断願いたい。</p> <p>また、国土交通省におかれては、上記の趣旨に鑑み、当府の見解を御理解いただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること</p>
171	移送ボランティア活動に係る公共交通空白地有償運送の登録要件の緩和	地域公共交通会議で、バス停までの距離があるなど交通が不便であると認められた地域において、地域ボランティアが地域及び対象者を限定して行う移送サービスについては、公共交通空白地有償運送と見なし、有償運送が可能となるよう登録要件を緩和すること。	<p>【現状】</p> <p>自家用自動車は原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害等の緊急を要する場合を除き、例外的にこれを行うためには、過疎地有償運送や福祉有償運送など交通空白地域等で、国の登録又は許可を受ける必要がある。地域ボランティアが行う外出支援活動等において、ガソリン代、道路使用料、駐車場代のみを収受する場合には許可が不要だが、運送(サービス)による対価の支払いがあるものは、有償運送として道路運送法の許可が必要とされている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>過疎地や交通空白地以外の地域においても、バス路線の便数が極端に少ない地域やバス停への距離があるなど交通が不便な地域がある。こうした地域では、バス停まで歩くことが困難な高齢者や重たい荷物を持って移動することが困難な高齢者を対象に、地域ボランティアによる移送サービスを提供しており、こうしたサービスが高齢者の足代わりとなっている。高齢化が急激に進む中、人口密度の低い地域や遠郊外では、買い物や医療等日常生活サービスの充足が徒歩圏では難しくなることが想定されることから、地方自治体は、高齢者の孤立化の防止や地域コミュニティの維持等の観点も踏まえ、交通需要に応じた公共交通ネットワークの構築に取り組みしており、こうした移送ボランティアは、公共交通ネットワークを補完するものと認識している。</p> <p>しかしながら、実費(ガソリン代、道路使用料、駐車場代)以外の金銭の収受が認められていないため、活動に必要な保険料や電話代等の事務経費などを徴収することができず、ボランティア確保をはじめ活動の継続が厳しい状況になっている。</p>	<p>地域の関係者の協議における判断によるとあるが、判断基準が明確になっていない。</p> <p>例えば、三田市のようにタクシー事業者の営業範囲であり、路線バスが通っているがバス便は通学時間帯に限られるといった地域等は「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」とすることが可能か、判断基準をお示しいただきたい。</p>	—	<p>【全国知事会】</p> <p>所管省からの回答が「現行制度においても運営協議会等で合意を得られれば、自家用有償旅客運送の登録が可能であり、実費以外の金銭の収受を行うことができる」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>

# 国土交通省からの第1次回答に対する提案団体からの見解等一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
				見解	見解	
172	空家等対策の推進に関する特別措置法の対象の拡大	管理不全となっている長屋や共同住宅でも、一部に居住実態があれば、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とならないことから、法の対象を拡大すること。	【現状】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第2条において、対象となる空き家は「建築物又はこれに附属する工物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」とされ一棟の建築物として判断するため、長屋や共同住宅の一部に空き家があってもその他に居住や使用実態があれば空家等対策特別措置法の対象とならない。そのため、法第9条第2項に基づく立入調査、法第10条に基づく固定資産税情報の利用ができず所有者等の特定が困難であり、また、法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令等はもとより、行政指導すら行うことが出来ない。 【支障事例】 本県内でも、4戸が壁を共有した長屋建の建築物について、空き家になっている住宅(住戸)の一部が崩れ保安上危険となるおそれのある状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならず、法に基づく措置ができず対応に苦慮している事例がある。当該長屋の所在市は条例を制定し指導を行っているが、条例による指導には、税制上の措置(固定資産税等の住宅用地特例)がないことから、その効果が限定的となっている。 長屋でも所有者が複数人で分かれているケースもあり、相続等により所有者がすぐに判明しないケースもあり得るが、個人情報である課税情報等の利用には条例でなく法への明記が必要であること、建物の是正命令は建築基準法でも行うことは可能であるが、防災、衛生等生活環境保全の観点からの指導等は法の趣旨を鑑み空家等対策特別措置法にて行うことが適切であることから、法改正が必要と考える。	空家法における空家等の定義に「長屋等の一部の空き家」が含まれていないため、現実支障が生じていることから空家等の定義の見直しを提案している。 例えば、長屋の住戸のうち使用がなされていないことが常態となっている一部の住戸が保安上危険となるおそれのある状態や衛生上有害となるおそれのある状態となっている場合でも、その住戸に対して、固定資産税情報等の利用、補修等の略式代執行、税制上の措置ができない。 また、貴省からの回答にあるように、多くの自治体が条例を定めているが、条例では上記の措置が講じられず、空き家対策への効果が限定的となるため法改正を求める。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。
173	所有者等が不存在の空家等の跡地処分における手続きの簡素化	所有者等が不存在の空家等を略式代執行した際の跡地処分について、略式代執行を行う際に不動産登記簿情報等による特定や相当の期限を定め公告を行うことから、相続人不存在とみなし、相続財産管理人を選任することなく、国又は略式代執行を行った地方公共団体に帰属できるよう、略式代執行後の跡地処分について空家等対策特別措置法に規定すること。	【現状】 相続人の不存在等により空家の所有者を確知できない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第14条第10項の規定に基づき、当該空家を略式代執行により除却することができる。一方、空家等対策特別措置法における「空家等」の定義には、建物の敷地も含まれているにも関わらず、略式代執行を行った後の跡地処分についての規定がない。そのため民法第951条から第959条までの規定に従い、相続財産管理人の選任を申し立て、特別縁故者等の搜索の後、国庫に帰属させる等一般法の規定に服することになる。 【支障事例】 少子高齢化の進展に伴い、所有者のいない不動産が増加することが見込まれる中、跡地処分に当たって、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の期間と費用が発生すること、手続きの開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等が、空家問題の簡易迅速な解決への支障となっている。 洲本市では、危険な空家の略式代執行を行う予定だが、跡地処分については相続財産管理人の選任等に費用がかかるうえ、1年以上の期間を要することから二の足を踏んでいる。	本提案は、空家法上「空家等」の定義には建物の敷地も含まれていることから、同法に基づく略式代執行の際に、敷地も含め公告をすることで、相続財産管理人制度における公告の手続きを代用することができないかというものである。 相続財産管理人制度の手続きの代用が困難であれば、略式代執行後の跡地の所有権を持つ者を市町村長が確知できない場合には、市町村長から国に申出することで、検察官の請求により利害関係人を立てるなど、市町村に負担とならない手続きについて検討していただきたい。	【八尾市】 「現行では、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の期間と費用が発生すること、手続きの開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等から迅速な対応への支障となっている。所有者不存在となった相続財産の簡易的帰属手続を確立すること」との記載についての回答がない。 民法959条の国庫帰属に関する規定について、相続人不存在の物件について、一定の要件のもとで、地方公共団体に帰属させる等の新たな制度の確立を模索してもよいのではないかと。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
174	公営住宅の地域対応活用にかかる期間の緩和について	公営住宅をUIターン者向け住宅に活用できる地域対応活用について、通知により活用できる期間が原則1年間とされていることから、事業主体が地域の実情に応じて弾力的な活用期間を設定できるよう緩和すること。	【現状】 住宅の多様な需要に対応するため、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲で地域の実情に応じた対応を行う「地域対応活用」の実施が認められているが、地域対応活用を実施できる期間は通知により原則として1年以内で設定することとされている。 【支障事例】 国を挙げて「地方創生」に取り組む中、本県も地域創生戦略を策定し、長期にわたる施策として、各市町の定住支援施策等と連携しながら、一定の県営住宅で継続的に地域対応活用を実施したいと考えているが、原則1年以内の期間となっており、地域創生戦略の計画期間(5年間)を通じた継続的な事業展開ができない状況にある。 既に地域対応活用を実施している県内の市では活用団地等に変更が無い場合でも承認申請を毎年行わざるを得なくなっており、「事務的に手間がかかる」、「既存公営住宅のストックの有効活用の点から、地域で活用期間を定めたい」との意見がある。	地方創生に資するため、国においてもUIターンを促進しているなか、地方においても公営住宅を活用した「お試し居住」を推進している。しかし、就業や居住先等を探す必要があるため、結果として大半のお試し居住者が1年以上居住しているにもかかわらず、地域対応活用は原則1年以内とされており、地域の実態と合っていない。 自治体の自主的な判断と責任のもと、公営住宅の本来の目的を妨げることない範囲で、地域の実情に応じて使用期間を定められるよう、現行の「原則1年以内」とする規制の緩和を求める。	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。
190	生産緑地地区指定の面積要件の要件緩和	自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての優遇措置を受けられるよう、下限面積や解除要件の緩和・条例委任等、地域の実情を考慮した特例の設定	【現状】 平成27年4月に都市農業振興基本法が成立。平成28年5月に策定された都市農業振興基本計画においても、生産緑地に関し、500㎡未満の農地やいわゆる「道連れ解除」への対応の必要性が明記されるなど、都市農業の振興、多面的機能の発揮が求められている。 【支障事例】 本県では、平成26年度9件(約2,000㎡)、平成27年度4件(約800㎡)が自己都合によらず生産緑地を解除されている。例えば、複数人で1団の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡した。しかし、その者には農業の後継者がおらず、その農地を手放すこととなったため、全体として緑地面積が500㎡を満たさなくなり、残りの者は農業を継続したいにも関わらず生産緑地の指定は「道連れ解除」となった。 また、公共事業用地として収用され、生産緑地地区の面積要件が満たさなくなった場合でも、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。	急速に失われている都市農地の希少性に鑑み、その保全を図る観点から、提案の趣旨に沿った速やかな検討をお願いする。 また、都市農業振興基本計画では、早期に地方計画を作成するよう努めるものとしている。地方公共団体が地方計画の策定に遅滞なく着手できるよう、検討の方向性、中身と今後のスケジュールを明らかにしていただきたい。	【練馬区】 生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区について、農地として保全できるよう、速やかに制度改正されたい。特に、税制度については、生産緑地と同等の課税となるよう法改正されたい。	【全国知事会】 生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容するべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。



国土交通省からの第1次回答に対する提案団体からの見解等一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
				見解	見解	
197	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更における規制緩和)	(1)空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定の1グループで、10人以下など少人数への1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、住宅とみなして建築基準法を適用することとし、ホテル・旅館への用途変更を不要とすること。  (2)(1)の対応ができない場合、ホテル・旅館の規制について、戸建住宅と同様の規制に緩和すること。 【規制緩和を提案する規定】 ①界壁・間仕切壁 ②排煙設備の設置 ③内装制限 ④屋内階段の寸法  なお、法施行前の建物は、既存のまま宿泊施設として利用できるようにすること。	【支障事例】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家をホテル・旅館に用途変更する場合、建築基準法に定める基準を満たす必要があるが、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。	「屋内階段の寸法については、「今後、技術的検証をもとに、一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした段階においては、寸法の基準を緩和できるよう告示の改正を検討している」とのことなので、迅速な検討をお願いする。 また、「住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めている」とのことなので、こちらも併せて迅速な検討をお願いする。	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、建築物の用途に適合した安全性の確保は必要であると考ええる。
198	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更の確認申請手続きの緩和)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、住宅からホテル・旅館への用途変更の確認申請について、現行の100㎡から300㎡に緩和するとともに、300㎡以下の建物については、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行う。	【支障事例】 用途変更の申請においては、設計図等の提出が求められており、事業者には手続き上の負担が生じている。 また、用途変更が100㎡を超える建物が対象となることから、実態として、100㎡を超える空き家の利用が進んでいない。	「住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めている」とのことなので、迅速な検討をお願いする。	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 ただし、建築物の用途に適合した安全性の確保は必要であると考ええる。
199	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和((1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化、(2)特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例制定の際の大臣同意の廃止)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化を求め、(2)都市計画法上の特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例の制定時には、国土交通大臣の承認が必要であることから、同意を要しない協議に緩和する。	【支障事例】 (1)規制改革会議の第4次答申では、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスの実施を可能とする方向で検討することとしている。今後、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスのほか、空き家をホテル・旅館とする事例の増加が予想される。 (2)特別用途地域内で規制を緩和する条例を制定する場合、大臣の承認が必要であり、承認には、下協議に6か月、事前協議に3か月、承認申請に3か月要しており、地方側の負担となっている。	(1)については、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」において議論する内容であるため、関係省庁間での迅速な検討をお願いする。 (2)特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例制定の内容は、地域の実情に応じて個別に判断し定められるものであることから、国土交通大臣の承認を必要としないよう、検討をお願いしたい。	—	【全国知事会】 特別用途地区は市町村が都道府県と協議して決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止するべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 また、大臣承認に要する手続きの簡素化、時間の短縮などについても検討すること。
216	「道の駅」等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和	「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」の占用許可対象物件とすること。	本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。 道路利用者が気軽に立ち寄ることができ、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながることを期待できるが、現在、道路法第32条の占用許可対象物件とはなっていないため、「道の駅」等の道路区域に設置することができない。	水素は新たな技術分野であるため、安全性の検証を十分に行う必要があることは認識しているが、正しく取り扱えば、ガソリンと同様の安全性を確保できると考えている。また、利用者の利便性を考えた水素ステーションの普及を図る上では、「道の駅」等の道路区域内に設置することが適当な場合も考えられる。 このことから、まずは、ガソリンスタンドと同様に、水素ステーションを道路法第32条の占用許可対象物件としていただき、その後、設置しようとする水素ステーションが、高圧ガス保安法に規定されている安全性が担保されているかや、道路の本来の機能である、道路交通の安全の確保とその円滑化を図るために支障を及ぼさないか否か等により判断するような仕組みとしていただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、検討に当たっては、安全性を最優先に配慮されたい。
222	過疎地域及びそれに類する地域(以下、「過疎地域等」という)における「二次交通」確保のため道路運送法の規制緩和	バス・タクシー等の既存交通事業者が十分に存在しない場合など、一定要件のもと、自家用有償旅客運送の実施主体に地方公共団体の要請を受けた旅館事業者等の民間事業者を加えること。	現行法上、道路運送法(78条)において、自家用有償運送の実施主体は、市町村、NPO法人、社会福祉法人、商工会議所等(以下、「準公的団体」という。)に限られているが、過疎化地域等においては、公共交通機関が十分でない地域も多く、観光誘客上の「二次交通」の確保が観光誘客上の課題となっている。一般の旅行者からの声もあり、また、現状の非営利団体(NPO法人等)だけの運送では、不十分となっている。過疎地域等においては、人的制約及び距離的制約などから、対応可能な準公的団体も少なく、制度が十分に活用できていない。	自家用有償旅客運送は、平成27年4月より、実施主体が拡大されたところであるが、過疎地等においては、人的制約等により、依然として運行の担い手確保が困難な地域も存在する。 このため、地域公共交通会議において、関係者の合意が得られた場合など、一定の要件を満たした場合に限って、実施主体に旅館事業者等の民間事業者を加えることが必要であると考ええる。 観光誘客における「二次交通」の確保や、地域住民の足の確保といった、地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの構築のため、再検討をお願いしたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

# 国土交通省からの第1次回答に対する提案団体からの見解等一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
				見解	見解	
229	道路運送法における登録又は許可を要しない運送態様の規制緩和	平成18年9月29日発出の自動車交通局旅客課長から事務連絡、同通知1(3)で、ボランティア活動における送迎行為等を前提に「運送目的、運送主体にかかわらず、自動車の実際の運行に要するガソリン代等のサービス提供を受ける者が支払う場合は、社会通念上、通常は登録を要しないと解される」とある。市町村の事業で、市町村の保有する自動車で行う「地域ボランティア活動やNPO法人・地域住民団体等が行う公共的・公益的活動に伴う送迎等の運行」についても上記の考え方が適用できるよう規制緩和(解釈変更)していただきたい。	現行の解釈では、市の事業として市が保有するバスで行う運送送迎業務にかかわる経費(人件費、ガソリン代、道路使用料、駐車場代)全て公費で負担しなければならず、ガソリン代等の実費を徴収することさえも「有償運送」にあたることされているため、次の団体等への運送支援を実質的に制約している。①公設、私設を問わず、市内保育園の園外活動(遠足等)②NPO法人が主催、市が後援する活動を伴う公共的または公益的活動③地区センター、老人クラブ等、地域住民団体による移動を伴う活動	市町村が運送主体であっても、運送により生じる費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金)の収受が認められていることは承知したが、そもそも、国土交通省秋田運輸支局より「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」(平成18年事務連絡)の通知の解釈上、市町村実施の場合は含まれないとの回答を受けたこと(平成27年9月2日、秋田運輸支局を訪問、回答を得ている)から今回提案をしたものであり、今後こうした解釈の齟齬がないよう、通知等で明確に示してもらいたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。
253	区画整理事業における筆界特定制度の活用に関する規制緩和	区画整理法における換地処分に関して、特例として自治体を筆界特定制度の申請人とできるよう申請人の範囲を広げ、制度を活用しやすくする。	区画整理事業において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分ができないケースがある。境界確定については、不動産登記法の筆界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で解決を図りたいが、同法第131条の規定により、筆界特定の申請人は、登記名義人に限られ、区画整理の施行者である市は申請人になり得ない。そこで区画整理法107条第4項の特例として、区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。	現行制度においても、一定の対応ができていないのは、ご指摘のとおりと考えるが、区画整理事業そのものには協力的な土地所有権登記名義人であっても、筆界が未確定であることに実害のない状況で、応諾のない隣接地の所有権登記名義人等と個人としての係争は避けたいとの心理もあり、筆界特定制度を利用してもらえない現状がある。それにより境界を特定することができず、区画整理事業そのものの停滞につながっている。区画整理事業など公共性の高い事業については、自治体(原因者)が筆界特定制度の申請者となりうるよう特例を設けることで、公共事業の停滞を回避し、円滑な進捗を図り、筆界特定制度の活用範囲の拡大につながるものとする。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。
255	耐火構造の1階部分を造ることにより上階の木造化を可能とする規制緩和	木造による校舎の普及を加速するため、1階と階段室等の部分を鉄筋コンクリート造の耐火建築物とし、2階及び3階を木造(耐火構造及び準耐火構造以外)とすることで、市場に流通している一般的な寸法(柱材 120角 長さ4m等)の木材を使い設計施工をする。	改正建築基準法の内容から、木造の3階建ての校舎建築は一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造の建築物とすることが可能になった。しかし木造として構造を見せるには、梁・柱の製材断面寸法を60mm大きくする必要があり、製材市場の一般的な寸法では対応できない。このことから、断面寸法の大きな製材を特別に発注して使わざるを得ず、改正建築基準法の改正後も、木造3階建ての校舎の普及が進みにくいと考えられる。公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律では、地方公共団体の責務として、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとあるところ、木材利用を促進する選択肢を増やして頂きたい。	ご指摘の上部木造部分の倒壊による周囲へ加える危害について、学校等の一定の広さの敷地をもつ建物であれば、周囲への影響はないと考える。また、国土技術政策総合研究所が実施した「木造3階建て学校の火災安全性に関する研究」において、庇等を設けて開口から上階延焼を遅延した効果について、耐火構造の1階部分に活かすことで、木造部分への延焼防止と避難時間の延長が可能だと考える。避難上の問題については、特定防火設備で区画された耐火構造の階段室を適切に配置し、避難経路の最短化を図ることで、ご懸念について解消できると考える。学校においては、地域の木材を子供たちの目に触れさせることも教育の一つとなっており、ご指摘の防火被覆をする方法は理解しているが、木造化を進めるにあたって望ましい解決方法とは考えていない。木材利用の推進は国・地方を挙げて取り組む大きなテーマとなっており、地域の製材所で加工した一般的な流通規格の製材で学校等を建てることは、地域の活性化につながるだけでなく、木造化の推進が進むことになり、木材自給率を50%にする国の目標にも寄与するものである。	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。
260	「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき取得した土地は、同法第9条各号に基づき利用しか出来ない義務付けの緩和  重点事項1	法第9条第2項の後に、「ただし、前各号の事業の完了、変更または廃止により取得した際の目的を失った(果たした)と認められる土地については、この限りでない。」とし、売却を含めた別の利用を認めること。(少なくとも市が総合計画等に位置付けた施策を実現するにあたり、必要だと認める場合には、売却等の対応ができるようにすること。)	(構成市における具体例) 未整備の都市計画施設について都市計画の見直しを図り、一部の施設では都市計画区域を変更した。このうち公園緑地については、長期的な視点から都市計画を定め計画的に整備してきたが、用地取得の困難さなどにより計画決定後、長期間経過してもなお未整備の箇所が存在することや、近年の社会経済情勢の変化及び事業予算の減少傾向といった状況にも対応するため、市民一人あたりの面積の検証や個々の公園緑地の機能の検証を踏まえ、規模や機能面で支障のない箇所を変更した。その結果、公拡法で取得した土地が都市計画区域外に複数存在することとなったが、管理については公拡法の制限を受け、同法第9条各号に基づく利用しかできない。同法に基づく利用として、別の都市計画事業や都市再生整備計画に基づく事業、認定地域再生計画に基づく事業など挙げられるが、本件土地は元の所有者の買い取り申し出に応じて取得したもので、面積、箇所ともに不揃いで、かつ郊外に位置するものも多いため、先の事業用としての需要を満たす土地は非常に限られている。そのため、将来にわたり利用の見込みが出るとは考えづらい土地を含みながら、将来の利用の見込みが出るまで保有し続ける状況が続いており、それぞれの土地に係る維持管理経費も発生している(道路、公園部門においては年間約20万円)。	本件は、一定の要件を満たす場合の用途制限の緩和など、これまでご尽力いただいた法改正を活用したうえで、なお残存する土地を問題視しているものである。面積、箇所、形状ともに不揃いで、かつ郊外に位置する土地は、必ずしも公共性・公益性を有する具体的な用途が見つかるとは限らず、将来にわたり利用の見込みが出るとは考えづらい。例えば、8月2日の提案募集検討専門部会にて貴省の説明資料にあった地域再生計画の事例のうち、散在した土地に係るものについては、いずれも周辺の利用に合わせて主に農地として活用した事例であり、農地の用に供するものとして地目、規模等適当であると事業主体によって判断されたものと見受けられる。名古屋市が保有する土地は、主に市街化区域内の宅地で買い取り申し出に応じ取得したものであり、先の例をそのまま活用できる見込みはない。このような地域再生制度等のスキームでは活用しにくい土地の多くは塩漬け状態となり、維持管理費がかなり地方公共団体の財務状況を悪化させている。公拡法が制定された昭和47年から社会情勢も大きく変化したことに鑑み、計画変更により利用見込みのなくなった土地を処分していくというのは、今の時代としては当然あり得る選択肢であり、柔軟な対応をお願いしたい。また、公拡法施行令第5条第1項第3号を根拠にして、用途制限を外して宅地として民間に売却した地方公共団体の事例があると貴省よりご教授頂いたが、当該条文でそのような処理が可能と解釈することは難しく、確信を持って運用できないため、法令上で明確に読めるよう規定を改めるべきと考える。	【豊田市】 ①法第9条は法第6条第1項に定める地方自治体が示した目的以外の利用(売却を含む)は認められると考えてよろしいか。 ②目的外利用ができる期間を5年程度に短縮できないか。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。

国土交通省からの第1次回答に対する提案団体からの見解等一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
				見解	見解	
264	駐車場出入口設置に係る規制緩和  <b>重点事項26</b>	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場法及び同法施行令において技術的基準として義務付けられている路外駐車場の出入口の配置等については「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分」のうち一定のものについて適用が除外されている(令第7条第2項)一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」については同様の適用除外がなされていないため、最適でない又はより不適切な位置への設置に至るケースが生じかねない状態であったり、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定される。  (構成市の具体例) 駅前の繁華街等、大通りに面している地域では、裏口のまがり角に駐車場の出入口を設置した方が、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましいケースがある。	まがりかどについては、道路状況がどのような場合(一方通行で車両同士の危険な錯綜が生じにくい場合等)であったとしても、駐車場出入口の設置がカテゴリーカルに排除される仕組みになっており、駐車場法施行令第7条第2項で規定されている交差点と同じように適用除外の特例が認められるように改めるべきと考える。 貴省第1次回答で示された理由①・②はあくまでも可能性であり、国土交通大臣が道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障があると判断した場合、設置を認めなければ解決するものである。 理由③については、現在、制限規定の適用が除外される可能性がある交差点の側端又はそこから五メートル以内の道路の部分に関しても、駐車場法の技術的基準が適用される駐車場(駐車場の用に供する面積が500㎡以上)においては、一般的には、交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられ、まがりかどに出入口を設置できない理由にはあたらない。 理由④については、当方としてはまがりかどがどれほど存在するのかデータを持ち合わせていない。しかしながら、仮に少数であったとしても、必要な対策を講じることを前提として、そこに出入口を設置した方が、より交通渋滞の防止や安全な交通の確保に繋がるものであれば、設置を認めるべきであり、ケースが少ないからという理由で検討対象から除外すべきではないと考える。	【新宿区】 国土交通省、警察庁の見解のとおり、事故の防止、安全性の確保が前提となることは理解しております。 新宿区として具体的な事例はありませんが、区内の繁華街、商店街などでも、支障事例と同様のケースが発生することが考えられることから、適用除外について要望しました。	【全国市長会】 事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。
272	補助金を用いて設けられた施設の、当初目的以外の活用についての補助金国庫納付免除(「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」で設けられた共同利用施設)	補助金を用いて設けられた施設で補助事業の完了後10年を経過したもののについて、目的外使用、譲渡、貸付等を行う場合に、国庫補助金相当額の範囲内で、一定の国庫納付を求められているものについて、当該国庫納付を免除する。	補助金を用いて設けられた施設は、補助事業の完了後10年を経過したものであっても、長期にわたる耐用年数の期間は収益を得る事業については補助金の国庫納付を求められ、他用途への活用の障壁となっている。 耐用年数期間が経過する間に時勢の変化や新たなニーズが発生した場合に対応しての対応が困難となっている。  池田市においては、航空機騒音対策として市内各所に「共同利用施設」が設けられている。これは昭和40年～60年代にかけて、空港周辺の住民が騒音から逃れて保育・集会・学習・休養等の用途に利用するために建設されてきたが、現在においては航空機騒音の減少や、空港周辺地域の各家庭への防音対策の普及が進み、また、共同利用施設自体についても騒音対策としての利用が少なくなっており、その意義を見直す必要があるところ。 このため、現在共同利用施設の再編の検討を進めており、再編の対象となる施設については、他用途への転用や民間活用等について検討を行っていくこととしているが、一定の国庫納付が必要となるため、収益を得る財産処分を伴う手法を候補として挙げにくい状況となっている。	ご回答いただいた財産処分承認基準における改善措置を踏まえ、共同利用施設のあり方等について検討を進めていきたい。 また、近年の公共施設等を取り巻く環境の変化を踏まえ、共同利用施設を含む公共施設の有効利用が可能となる制度運用を引き続きお願いしたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。
275	学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等設置における要件緩和	学校教育法第3条に基づき定める学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条に「必要に応じて学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等(以下「学童保育所等」という。)を設置することができる」旨規定し、学校と学童保育所等を用途上不可分とみなすことができるよう対応を求める。	【提案の背景】 国が策定した「放課後子ども総合プラン」では、「学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余剰教室の一時的な利用を積極的に促進」と記述され、学校と学童保育所等の一体的整備の方針が掲げられている。 【支障事例】 学校の敷地内に学童保育所等を設置する場合、小学校等設置基準において学校施設として明記されていないことから、建築基準法において、用途上可分と解釈され、学校の敷地から切り離れた上で、学校とは別に接道しているものと求められており、学童保育所等の設置者にとっては、道路用地の確保等の事務的・財政的な負担が大きくなっている。 なお、建築基準法第43条のただし書きを活用すれば対応できないことはないが、特定行政庁(八王子市長)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるために十分な根拠を示す必要があり、また、校庭をそのような位置づけで活用することについて所有者(八王子市長)の許可を受けなければならず、同じ市長であっても立場が違うことから、そのような煩雑な手間がかかることになる。よって、現行制度においては、学校施設と児童福祉施設という別の目的施設であることから、敷地分割をして接道をつけるように対応しているのが現状である。	・用途上可分不可分については、学校と保育所が別棟の場合、直接機能上の関連はなく、単に隣にある校庭を供給していることにすぎず、結果として用途上可分とされ、敷地分割されている。児童福祉法39条第2項の学童保育所においても、各特定行政庁で上記と同等に判断していることが一般的である。 ・法第86条に基づく一団地認定をするためには、様々な要件をクリアすることが必須であり、個々の学校における敷地状況や既存の建物状況などが、総合的設計による一団地認定を前提として計画されていない学校施設に適用することは困難である。 ・法第43条ただし書きを適用する際には、「広場等広い空地」などを有していることが条件となっている。学校は広い空地(グラウンド)を有しているが、義務教育課程における学校としての目的を果たす上で不可欠な一施設として確保されているものであり、かつ、学校としての建築敷地に設定されていることから建築基準法第43条ただし書き許可における広い空地とみなすことは馴染まない。 以上のとおり、現行制度上、特定行政庁及び建築主事が判断する上では、全国で統一した運用となるよう本案件に対する運用方針を技術的助言等で明確にする必要がある。	—	【全国市長会】 所管省からの回答が、「現行制度でも建築基準法第43条に規定する接道要件を個々に満たす必要なく、建築することが可能な場合がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。
276	放置自転車対策の対象拡大	中心市街地の環境改善、放置自転車対策として、道路運送車両法に定める原付二種(50cc超125cc以下)まで自治体が撤去・保管できるよう「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」の改正を求める。	【提案の背景】 駅周辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。)に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。自転車法においては、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている排気量50ccまでの原動機付自転車(以下、「原付」という。)及び同第11号の2に規定されている自転車のみを法の対象としており、道路運送車両法に定める原付二種(排気量50cc超～125cc以下)は、原付一種(排気量50cc以下)との車体の大きさはそれほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねるしかない。 【支障事例】 自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ね、歩道の通行機能を阻害している場合が目立ってきている。自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることや対応しきれない場合がある。警察と共同してキャンペーンを行い、同時に自動二輪車の撤去活動をするのも年に一度か二度はあるが、その場しのぎにすぎず、根本的な解決にはなっていない。 【本市の実情】 本市の自転車駐車場の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが原付一種とほぼ変わらなくなっている原付二種までは、撤去等も含めて現状と相違なく対応が可能である。	自転車及び原付一種(排気量50cc未満)の無秩序な放置の増大等が、自転車法の制定の背景であるが、近年の技術革新により、原付一種とほとんど変わらぬ車体サイズで原付二種(排気量50cc超125cc未満)が製造されるようになったことから、原付二種においても自転車法制定時と同じ状況が生じているため、それらを解消するための法的根拠の構築を求めることが提案の趣旨である。この点について、国としての現状認識やその必要性について見解を示されたい。 現状、道路交通法第51条に基づき、違法駐車に対する措置は車両(自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス)を対象としていることから、自転車法を根拠とした自治体の条例に基づく原付一種の撤去と重なり合う部分がある。国の回答にあるように原付二種(道交法上では「自動車」に分類される)の撤去を自治体の条例に独自に盛り込むことが、条例制定権の中で可能であるのか否か警察庁を始め、国の見解を伺いたい。 また、条例による撤去が可能であるのであれば、条例を根拠として自転車法の規定と同様に「駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合」に原付二種を撤去することが、道路交通法に抵触しないことを明確にするよう求める。 事実、警察による取締りが十分に機能していない結果、歩道上に原付二種の放置が散見される状況があることが問題なのであって、法改正や法制定が難しいのであれば、警察による取締り及び自治体との連携を強化することによって目的は達せられるため、警察庁を通じ、警視庁・各道府県警に強く申し入れてもらいたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。 なお、所管府からの回答が「条例を定めることにより対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

# 国土交通省からの第1次回答に対する提案団体からの見解等一覧

管理番号	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見
				見解	見解	
290	<p>公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用</p> <p><b>重点事項23</b></p>	<p>公営住宅の管理業務において、業務を指定管理者に委託している場合、指定管理者がマイナンバーに係る情報提供ネットワークシステムに接続された端末での情報照会が可能となるよう制度改正を求める。</p>	<p>公営住宅の管理事務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。</p> <p>現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。</p> <p>マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。</p> <p>その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。</p> <p>マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。</p> <p>このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。</p> <p>&lt;参考&gt;            主な事務の年間処理件数            ・収入申告:約127,000件            ・家賃減免:約30,000件            ・入居決定:約5,000件            ・同居承認:約2,000件            ・地位継継:約2,000件</p>	<p>指定管理者制度は、民間のノウハウを活用して公の施設を管理運営させるという地方自治法に基づく制度で、現在、半数以上の都道府県において、公営住宅の管理運営事務に指定管理者制度を導入しており、公営住宅の管理主体として今後も大きな期待を寄せられている。</p> <p>また、公営住宅の管理事務については、事務処理の件数が非常に多いといった特性があり、マイナンバー制度の導入効果が高いと考えているが、指定管理者が情報連携を利用できない場合、自治体職員が情報連携によって必要な情報を照会する必要が生じるため、極めて非効率な業務運営となり、指定管理者制度導入の効果が半減してしまう。</p> <p>なお、指定管理者は、行政機関には該当しないものの、従来の民間委託とは性質が異なり、地方公共団体の議会の指定議決を受けなければ施設の管理主体とはならないことから、その主体は明確になっていると考える。</p>	<p>【八尾市】            指定管理者はその主体が明確でないのご回答ですが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定手続き等に関する条例を定め、告示を行うなどの公表する手段を講じるにより、その主体の明確性は担保されていると解されます。</p> <p>さらに、同条第6項の規定において、指定にあたっては議会の議決を経ることとなり、通常の外部委託契約とは異なり、行政から公の施設の管理権限を委任するに足る資質を有する団体を指定するよう手続きが厳格に定められております。</p> <p>また、個人情報の取扱いについて必要な措置を講じる責務について、条例で定めるとともに、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込む等の措置が行われていることを前提として、情報提供ネットワークシステムの利用に関しては、個別IDの付与により指定管理者を特定すること等により、その適切さを担保することができるものと考えます。</p> <p>【愛媛県】            指定管理者は、行政機関ではないものの、従来の民間委託とは異なり、地方公共団体の議会の指定議決を受けなければ施設の管理主体とはならないことから、その主体は明確になっている。また、既に指定管理者職員は、税情報など個人情報を取り扱っており、情報セキュリティを確保するために必要なシステム対応を事前に実施し、各種関係規程を指定管理者職員が遵守する等、セキュリティ対策に万全を期した上で、情報連携が可能となるよう検討いただきたい。</p>	<p>【全国市長会】            行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等への留意が必要。</p>
298	<p>マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施</p> <p><b>重点事項22</b></p>	<p>マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報は、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。</p> <p>地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。</p>	<p>【支障事例】            番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。</p> <p>【療育手帳】            身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例            ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務            ・児童扶養手当の支給に関する事務            ・地方税の賦課徴収に関する事務            ・公営住宅の管理に関する事務</p> <p>【外国人保護】            生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例            ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務            ・地方税の賦課徴収に関する事務            ・公営住宅の管理に関する事務</p>	<p>【療育手帳について】            平成28年3月8日の「障害保健福祉関係主管課長会議資料」において、「療育手帳に関する情報を情報連携の対象とできるよう、現在、関係省庁と調整しているところであり、その検討状況については追って連絡する」とある。</p> <p>地方公共団体や情報提供ネットワークシステムの準備期間等を考慮すると今年中には結論を得なければ、平成29年7月のマイナンバーの情報連携開始に間に合わなくなるため、早急に、事務を所管する厚生労働省と番号法を所管する内閣府において調整を行い、地方自治体が条例に基づき独自利用事務とした療育手帳に関する情報について、情報連携の対象としていただきたい。</p> <p>【外国人保護について】            法律に根拠を持たない外国人保護関係情報については、法律に根拠を持つ生活保護関係情報と同様に様々な社会保障・税制度において幅広く利用されている重要な情報の一つと考えている。</p> <p>同じく法律に根拠を持たない療育手帳に関する情報については、上述のとおり、現在、関係省庁と調整しているところと承知している。</p> <p>外国人保護関係情報についても、事務を所管する厚生労働省として情報連携の必要性を認識し、早急に関係省庁と調整のうえ、条例に基づき独自利用事務とした地方公共団体については情報連携の対象としていただきたい。</p>	<p>【千葉県】            一次回答は、規制緩和の可否に関する回答となっていないため、関係府省で調整のうえ明確な回答を示していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】            国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>
299	<p>マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備</p> <p><b>重点事項23</b></p>	<p>マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。</p> <p>中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行者向けのソフトウェアの開発は進められていない。</p> <p>管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。</p>	<p>【支障事例】            公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。</p>	<p>公営住宅法第47条により、入居者の決定、同居の承認、地位継承などの権限が管理代行者に移っており、管理代行者の責任において、ワンストップで対応されている。</p> <p>マイナンバーの導入により管理代行者は、これらの事務において、審査に必要な情報を、地方公共団体から提供を受けたうえで行う必要が生じる。</p> <p>入居者サービス向上や行政の効率化等の観点に立てば、管理代行者が情報連携を行うことができる環境を整備する必要があるが、管理代行者に設置主体となり費用負担を求めることは、代行する期限が定められていることから不合理であると考えており、自治体中間サーバープラットフォームが利用出来るよう検討していただきたい。</p>	<p>—</p>	<p>【全国市長会】            提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>